

南朝貴族制の起源、並に其成立に到りし迄の經過に就ての若干の考察

岡崎文夫

余かつて高瀬博士還曆論文集に於て次の事實を論證した。即(一)南朝に於て若干の家族群は互に階級に分かれて居た。(二)階級的家族群と官僚組織に於ける位置との間に或種の關係を有して居た。(三)階級間には相互に階級意識を有して居た。(四)梁武帝の政治方針によつて此制度は根本的に變化を與へられた。以上の内容を有する南朝の貴族制を其起源に於て考察を試みやうと思ふ。順序として支那の歴史家が此問題を如何に考へたか。余は先づ宋書の著者沈約、南齋書の著者蕭子顯の意見を見やう。

逮于二漢、茲道未革、胡廣累也農夫、伯始致位公相、黃憲

牛醫之子、叔度名重京師、且任子居朝、咸有職業、雖七葉珥貂、見崇西漢、而侍中身奏事、又分掌御服、東方朔爲黃門侍郎、執戟殿下、郡縣掾史、並出豪家、負戈宿衛、皆由世族、非若晚代分爲二塗也、漢末喪亂、魏武始基、軍中倉卒、權立九品、蓋以論人材優劣、非爲世族高卑、因此相沿、遂爲成法、自魏至晉、莫之能改、州郡郡正、以方品人、升降蓋寡、徒以馮藉世資、用相陵薦、都正俗士、斟酌時宜、品目多少、隨事俯仰、劉毅所云、下品無高門、上品無賤族者也、歲月遷譌、斯風漸篤、凡厥衣冠、莫非二品、自此以還、遂成卑庶、周漢之道、以智役愚、臺隸參差、用成等級、魏晉以來、以貴役賤、士庶之科、較然有辨、(宋書恩傳序)

自金張世族、袁楊鼎貴、委質服義、皆由漢氏、膏腴見重、事起於斯、魏氏君臨、年祚短促、服禡前代、官成後朝、晉氏登庸、與之後事、名雖魏臣、實爲晉有、故主位雖改、臣任如初、自是世祿之盛、習爲舊準、羽儀所隆、人懷羨慕、君臣之

節、徒致虛名、貴仕素資、皆由門慶、平流進取、坐至公卿、云々
（南齊書緒論）
（王儉列傳論）

右沈・蕭兩家の文章は、その立意固より違つて居るが、共に南朝に於て家柄と官階との間に密接な關係あること認め、其起源を究めんとした點は同一である。而も其起源に關する兩氏の考へ方は全く異つて居る。沈氏によれば、兩漢以前とそれ以後とに於て、國家の制度の精神上明白な區別がある。即智愚を以て官階の上下を區別する賢才主義と、貴賤によつて官階に等差を附する氏族主義とである。この精神によつて形づくらるゝ制度の特質として、兩漢にあつては、高い勳勞の家の子弟は、漢家の廷内に奉仕して雜役に服した。即漢家の私屬のやうな状態に於て其社會的位置を有したのである。然るに魏晉以後は家柄の高下と官階との間に密接な關係が結ばれたので、當時の貴族は帝室の私屬ではない。その爲めに帝王の左右に直接近

侍する恩倖の徒が實際上の權力をもつことゝなつた。而してこの異つた兩家の制度が一より他に變化する根本の原因をなすものは、實に三國時代より晋にかけて次第に發達した九品中正の制度であること云ふのである。反之、蕭氏によれば、南朝の貴族制なるものは全く歴史事實の結果である。家柄の高い者が政治社會の上に重要な地位を占めたこと既に漢代に見えて居る。魏が亡びて晋となる以前、晋室司馬氏の勢力が實際上一般に認められて居た。併し名義上は猶魏の臣であるから、晋が全く魏に代つた後も、之を任用することもとの如くである。世祿の家なるものはかくして出來上つた。これが爲め君臣の間の道德觀念が薄弱となつた。その結果君主と獨立に家柄によりて官階を得る制度が成立したのである。沈氏の所論は體によつて分析説明せんとするものであり、蕭氏のそれは史實に内在する意味を探りて其發展の跡を尋ねんとする

傾向が強い。

蕭子顯は漢代に於て既に或政治社會の上に優れた位置をもつ家族あることを指摘した。併し之は單に箇々の家族に着目して、一階級として認むべき家族群なる客觀事實を了解し得ない議論である。故に南朝の貴族制の起源を尋ぬる場合には、かゝる特例は意味をなさぬ。然らば沈約の如く、三國以後九品中正制度の確立を以て之が起源を求むべきである乎。此點につきて一應の考察を加へて見よう。

余はかつて雜誌支那學に於て九品中正制度考一編を公にした。その要旨は、(一)此制度の法制的意味は、昔行はれた漢代郷舉里選の制度を紹繼したものである。(二)其政治的意味は、地方の勢力家が魏の曹操の破格は用人法に對して自己を擁護するにある。而して其發展の經過を辿るならば、後の政治的意味が次第に強く制度の上に顯はれて

來た。茲に蕭子顯の考を借用するならば、司馬氏自身は魏の王室の下にありて此制度によりて自己の位置を安全にすべき境遇にあつた。故に其が魏に代ることゝなつたのであるから、自然此制度を發展せしむる氣運に向ふのである。その結果中正の權力も制度としての組織も完備し、全く従前の制度の意味を一變するに至つた。たとへば中正とは、もと郡守のもとに組織されて、その管内の人物選定にたづさはる職であつたのが、やがて晋に入つては、中正の職は中央の大官に與へられ、而もそれは名譽の稱號となり、従來の官廳の何れにも屬せざる別箇の機關となつた。而して此機關がその管内に本籍を有する(流徙して他郷にある者も雖亦其中に在り)人物を選定する場合、必ず家系(婚戚關係も中に含まる)の調査を重要とする。此點に於て家柄の高下が官階と關係をもつべき機會が多くなることを承認しなければならぬ。

元來家系を重んずるのは、少くとも記録ありて以來支那に於て不斷に連續する考へ方であるが、其家系を神聖視する古代社會は今は論外とし、其後儒家の傳統による考へ方が最も強く支那の全社會に浸潤するやうになつたのは後漢時代であつて、王應麟の所謂後漢經術の治の結果に外ならぬ。而も其末期帝王の威嚴が次第に失墜するに當り、後漢治道の精神を持續しやうと欲した家族の群が自ら清流を以て任じたこと、並に儒術が高唱せらるゝ結果官廳内に於ても儒風と吏風との別の生じたこと（馬端臨の說）等、これ等は若し時の帝王に承認せらるゝならば、容易に世祿の家を起すべき要縁を有すると考へることが出來よう。故にこれらの機運が中正制度によつて法制上よりその實顯を保證せらるゝことになつたのは、正に一貫せる事象の流」と云ふことが出來るであらう。これ家に中正制度の眞の精神であるが、併し乍ら實際上中正制度

の發達は政治現象の影響なること疑ひなく、其限に於て此制度の作用する所は一般の豪族群であり其結果は「上品無寒門、下品無世族」などの状態に至るの止むを得ないのである。故に中正制度はその本來の性質から、教養ある家族に對して政治社會の上に好位地を得べき機會を興ふることは承認せらるべきも、それ以上豪族の跋扈状態を顯さしむる必然の要因を備ふる者ではない。西晋一代の言論に見れば、總てが豪族の官階を獨占する制度に對して非難すること甚しく、延いて中正制度の攻撃にも及んで居るが、これは多く其運用の手法に關してはあつて、理論上この制度は絶対に不可となすものなく、却つて讚美の辭を呈するものもある。以上の理由によつて宋の沈約が南朝貴族制の起源を一に中正制度に求むるは決して正當な見方ではない。却つて蕭子顯が西晋時代の政治的事情の中に其遠い起源を尋ぬるは精確であると考

へる。

西晋時代に於て豪族群と官階との關係が出来かけた。併し輿論は決してこの傾向を承認したのではない。故に豪族群自身の中に自ら階級に分化して貴族制度を完成した南朝に於ける事實は、西晋時代のそれとは截然別異なる史的現象であると斷せざるを得ない。西晋亡びて北支那は五胡に擾亂せられ、後、北魏に統一された。その間に於て西晋時代に出来た豪族群と官階上の位置の關係とが如何に變化したかは別に考ふることゝし、其最後に北魏の孝文帝が帝王の權力の下に於て氏族分定政策即豪族群に對して甲乙の次第を明白に區別した時、豪族が官階に深き關係ある事實に寧ろ同意を表したのは孝文帝その人であつて、當時の漢族の大臣は總て明白に賢才主義を唱導して居る。故に北朝に於ては一般の輿論がどこ迄も漢家傳統の賢才主義を尊崇して居たことは明かである。然らば

南朝の貴族制とは全く江南の土地に醞釀された制度であると考へねばならぬ。

南朝に於て貴族制は何時頃出来上つたか。余は高瀨博士還曆論文集に於て宋書杜驥傳を引き、東晋の初、晋室と共に建康城に落着いた北方名族が既に一團となりて官界に勢力を有し、晚來北人の出身の途が杜かれてあつたことを注意した。此時に於て元來の東南名族の地位が如何であつたか。南齋書文學丘靈鞠傳に彼は驍騎將軍となつたが、武位を得ることを樂しまず、次のやうな不平を洩らして居る。

我應遠東。掘顧榮冢。江南地方數千里。士子風流。皆出此中。顧榮忽引諸儉。渡防我輩塗轍。死有餘罪

と。諸儉とは江南人、北人を指して呼ぶ輕侮の言であつて、これによつて見れば北人が官階を獨占するに對する南人の一般的不平が解かるであらう。南齋書張緒傳

（上欲用緒爲右僕射、以問王儉、儉曰、南士由來、少居此職、緒淵在座、啓上曰、儉年少、或不盡憶、江左用陸玩、顧和、皆南人也、儉曰、晉氏衰政、不可以爲準則、上乃止

又同書沈文季傳

世祖謂文季曰、南士無僕射、多歷年所、文季對曰、南風不競、非復一日、

と。これ等の事實を綜合すれば、僕射の如き重地は北人の獨占する所にして、其慣例の成立は正に晚來南渡の北人に對して地位を閉ざしたと同時に頃であつて、晋末宋初たること疑ない。江蘇、浙江の平野は南朝がよつて立つ所の腹地である。然るにも拘らず其地方の名族が遂に北方渡來の家柄の下風に立つに至りしは如何なる事情による乎。これを知る爲めには遡つて晋代の東南名族の地位を考ふる必要があるであらう。

三國分立の時代に當りて、東南半壁の地を根據とし以て長江領域を保有した吳の孫氏は、實に吳

郡錢塘の出身であり、その初東南を經營するに當つては、固より北方の兵力と人材とを用ゐた點が多い。併し其基礎次第に固定すると共に東南人材が實際政治の局に當るもの次第に多く、孫氏が司馬氏に亡さるゝに至つた理由の重なる點、亦全く一般東南の名族からして支持を得なかつたによること陸機の辨亡論が明かに認めて居る所である。司馬晋が吳を亡して天下を統一するに當り、その東南人士に對しては、一般に之を中央政府に重用し、北人と共同して天下の經營に當らしめんとする方針がとられた。（晋書劉頌傳參照） 太康中令を下して

僞尙書陸喜等十五人、南士歸稱、並以貞潔、不容暗朝、或忠而獲罪、或退身修志、放在草野、主者可皆隨本位、就下拜除、勅所在以禮發遣、須到、隨材授用。（晋書陸喜傳）

と。これ其實際上のやり方である。然るに東南人にして晋の徵命に應ずる者あり、又辭する者あり。其應じたもの、中で東南人士の代表者たる地位を

取つたものは、吳の大姓として三國時代に活動した陸氏の孫陸機である。彼自身はその文才に於て優に一世を指導する自負を有し、のみならず東南文化に對して強き自信を持つて居たこと其詩吳趨行によつて見る事が出来る。當時吳の四姓と稱せらるゝ家柄が如何に儒術の教養に熏染して居たかは、充分にそれによりて叙述せられて居、其中國に入るや、中朝の名流張華と對談の際、巧みに東南文化の自負を顯はし、又其弟陸雲と共に東南人士を推舉することに力を盡した。其賀循及陸納を推薦した文の一節に

臣等伏思、臺郎所以便州々有人、非徒以均分顯賤、惠及外州而已、誠以庶士(?)殊風、四方異俗、壅隔之害、遠國益甚、至於荆揚二州、戶各數十萬、今揚州無郎、而荊州江南、乃無一人爲京城職者、誠非聖朝待四方之本心、云々
(晉書賀循傳)

これ其意、晋の朝廷をして北方南方の地域に限らず、天下人材の萃會の所たらしめんと欲したわけ

である。併し實際に於て東南人士と北人との間の感情が一致しないこと陸機顧榮等の傳に見れば明かであり、陸氏兄弟は遂にこれが犠牲となつて倒れ、顧榮等の一群は北方の朝廷を見限りて南歸した。當時北支那の一般的不安動搖の有様は三國時代の初期に見るよりも一層烈しく、其江南に波動する力は非常に強い。陸機死して後、東南の人望を得て其首領に擬せらるゝ顧榮の如きは、この北方からくる混亂の狀勢を如何にして防止すべきかを中心として政策をたてた如く、彼がその初陳敏の力を利用したのもその爲めであつて、後に晋室を奉戴するに至つたことも決して晋室を正統な王室として認めたるによるのではないこと周濟の晋略に見れば充分に明白である。

其動機の如何にしる、顧榮を主領とする吳人は晋の一族を奉じてその下に臣節を盡すに至つたことは事實である。主として東晋開國の政治にたづ

さはつた王導は、晋室と共に渡江した北來人と東南土着の名流とを勉めて融合することを以て其政治の方針とした。又東南名族もこの新朝廷の下にありて重要な位置を得る爲め、結束して努力した如くである。顧榮の傳に

時南土之士、未盡才用、榮又言、陸士光貞正清貴、金玉其質、甘季思忠款盡誠、膽幹殊快、殷慶元質略有明規、文武可施用、榮族兄公讓明亮守節、困不易操、會稽楊彥明、謝行言皆服膺儒教、足爲公望、賀生沈潛、青雲之士、陶恭兄弟、才幹雖少、實事極佳、皆南金也、

と。朝廷では之を採用した。かゝる有様であつたから、東晋の初期に於ては東南人士で朝廷の高官につくものが多い。併し一方では北來人の壓迫によつて悲惨な運命を擔つたものもある。吳興の周氏一族の如きはそれである。周氏は軍將として晋廷に活躍し、周玘に至りては江南の叛亂を討平するに最も方があつた。それにも拘らず、北來の軍將王敦に壓迫せられて憂死するに至つたが、其死に

臨んで子颺に遺命した言葉に

殺我者諸僞子、能復之乃吾子也

とある。東南人が北來人に對する最も露骨な反感を言表して居る。周颺の傳に於て史家は當時の有様を敘して

時中國亡官失守之士、避亂來者、多居顯位、駕御吳人、吳人頗怨云々

と。

一方北方から移動し來り、東晋の王室を中心とする諸名族は、その渡來の初に於ては、猶故郷を思ふ感情強く、後世詩人などが好んで用ゐる「楚囚泣」なる言葉は、かつて王導の邸園に於て溫鑄・鄒鑿等の名士の會合せる席上で發せられた所であつて、全く目新しい山河の景に根觸した所以である。かゝる議情は、蠻漢兩立せずと云ふ理論の形式に結びつき、こゝに蠻族を北支那より追拂ひ故郷の墳墓を回復すると云ふのは、東晋一代を支

配した輿論である。桓温が北伐を執行した時の上疏文に

夫先王經始、貴中邇而内諸夏、誠以晷度自中、露霜惟均、冠冕萬國、朝宗四海故也、自強胡陵暴、中華蕩覆、狼狽失據、權幸揚越、蠖屈以待龍伸之會、潛蟻以俟風雲之期、喪亂縣邈、五十餘載、先舊徂歿、後來童幼、班荆輟音、積習成俗、遂絕于本邦、宴安于所託(晋略桓温傳)

桓温が北伐を執行した時は、東晋開基以來約六十年を経て居る。今この文意に見れば、中原の回復は正に王者たるもの、行ふべき所となすのであつて、感情の上にて左程の強さもなく、むしろ南に在る北人には既に南に安住せる氣分の濃厚なることを認む。この時北伐に反對した王羲之、孫綽の二人の中、殊に孫綽の如きは、當時の北方の状況を述べて「河洛丘墟、函夏蕭條、井堙、木刊、阡陌夷滅、生理茫茫、永無所依」である。而して吳の地方に流れて來た人々は、最早喪亂以來六十年の経過があり、その子孫が既に年取り、墓地が

相並んで居る實情にある。故に故郷の墳墓もさること乍ら、目前の事實を考ふればむしろこの樂土は去り難いと云つて居る。これによれば蠻族に荒された北支那は最早文明の生活に堪へざる所と認めて居るのである。必竟北方から渡來した名族は江南の地に於て充分生活を享樂することが出来るやうになり、この一般的安定の貌が出来上るに至つた頃から、東南人士の政治上に於ける活動は次第にその力を弱めるに至つた。この現象は如何なる理由によるか、直接史料の上から何らの判斷も出來得ない。試みに二二三の假設を提出するならば、第一政治上の理由として、東晋の王室は北來人たる司馬氏であり、且北支那は五胡に擾亂せられ、東晋の王室は名義上に於て全支那の王室である。故に晋室を主として考ふれば、單に東南の名族を保護するのみならず、廣く其胸懷を天下に開かねばならぬ。この二つの理由によつて北來人の位置

は自然に王室を中心として高くなる傾向をもつ。併しこの理由は單に北方人の優越を來さしむることを説明し得るのみで、南朝の特質たる貴族制を作り上げる説明とはならぬ。自分は別に社會上の理由を考へて見よう。

隋書地理志江南一般の風俗をかきて其「父子異居」の風に注意し、且丹陽の俗をのせて「小人率多商販、君子資於官祿」と云つて居る。丹陽とは南朝の首都建康城を指すのであるから、こゝに官祿に生活する君子の多かつたこと當然であらう。

併しこれは獨り建康城の有様のみではなく、一般東南地方の實情である。宋書、南齊書等に於て王室の一族乃至は勳官勢門の子弟の亂暴な有様を描くに必ず士族を驅使したと云ふことが述べられて居る。これ當時に行はれた形式化せる言顯はしであつて、士族なるものゝ位置は少なくとも宋以來確定して居ること明白疑ない。此士族なるものはか

つて内藤博士還曆論文集に書いた如く、其特權として租稅力役の負擔を免がるゝ者であるが、或種の公役に限りこの特權を保有しない場合もある。

會土邊帶湖海、民丁無士庶、皆保塘役（南齊書王敬則傳）

とあり、塘役は士庶共に負擔する所である。兎に角も社會から一般の認識された士族なる階級は、一族の團體を表はす宗と云ふ名によつて維持されて居る。隋谷地理志には「父子異居」と云ふ習俗に注意し、顏氏家訓には江南析産の風を注意して居るから、この宗族内の財産關係は人を主として分割されて居たこと明かであるが、併し宗族が外に對しては一致して其利害を確保することを期した。それは東普の頃東南地方に危機が襲つた場合主として宗族を中心とした勢力によりてこれを防禦した事實に見て確かであるが、單に危機の襲ふ場合のみでなく、平和のときにあつては、宗人はその宗内の有力者を推して政治上の地位を獲せし

める。晋書顧和傳に

(和總角便有清操、族叔榮雅重之曰、此吾家麒麟、與吾宗者、必此子也、時宗人球亦有令聞、爲州別駕、榮謂之曰、卿速步、君孝(和之字)超卿矣、

これ顧氏一宗が顧和に嚮望することを顯はして居るものである。晋書虞預傳に

餘姚風俗各有朋黨、宗人共薦預縣功曹、欲使沙汰穢濁、預與其從父曰、近或聞諸君以預入仕、便應委質、則當視事、不得徒已、然預下愚、遇有所懷、邪黨互瞻、異同蜂至、一旦差跌、衆鼓交鳴、毫釐之失、差以千里、此古人之炯戒、而預所大恐也、

宗族群が互に仕官を争ふ情狀がよく分かる。

この宗族群が自ら一定の階級を分かちつ社會的機縁は實に或限られたる宗族間の通婚關係によると思ふ。試みに晋書宋書南齊書の列傳中東南の名族として考へらるゝものゝ列傳を通覽して其知り得る婚姻關係を見れば、吳と會稽の東南名族は互に通婚して居る。尤も顏氏家訓によれば東南に於け

る外家の勢力は北支那に於ける程重大視されて居ないと云ふが、これ恐らく宗を中心とする男系的支配が殊に江南に強いと云ふ事實をさすのであつて、これが爲めに嫡室を選ぶ際に其相手の家柄を無視するとは考へ難く、現に事實の證明する所、東南の名族は通婚の間にある。然るにこの東南の名族は北方より移住して來た名族とは婚姻を結ばないやうに見える。固より帝室とは婚を通せず、且晋書陸玩の傳に左の如き記事がある。

王導初至江左、思結人情、請昏於陸玩、玩對曰、培塿無松柏、薰蕕不同器、玩雖不才、義不能爲亂倫之始、導乃止、

これ王氏が東南名士陸氏と通婚せんとして拒絶されたもの、その時の陸玩の口實は一見謙讓に満ちて居るが、其本意は果して如何。同人の傳に

嘗詣導食醋、因而得疾、與導賤曰、僕雖吳人、幾爲傖鬼、其輕易權貴如此、

と。略は北人の好む所、これに對して南人に尊榮

あり。其嗜好同じからざるは、以て其風尚の異を示すものとせらるゝ。其他北人と南人とは、北方の名族が久しく江南に住して後も其本籍は依然として之を北方に繋ぎ、譜學が編製せられたときも江南人はこれを南州譜に一括して北方の家譜と別に取り扱つて居る。殊に注意すべきは三國吳の時代に北方から渡來した開國の名臣張昭の後なる張闔が丹陽人として晋時に記載されて居るのに、同じく建康城を其住居とする東晋の名族が必ず其本貫を記述するのが例となつて居る。兎に角も東晋以來北族南族の間に種々の點に於て明白な區別が形式の上に存して居るが、その總ての形式を通じて北族南族の間に通婚しないと云ふ關係は、社會上互に融和しない根本的な要因と認めて差支ないであらう。此關係が東晋の時以來明白であるとするれば、これ實に南朝の貴族制を造り上げる最も重要な要因と認めねばならぬと思ふ。

以上考察した所に大過なしとすれば、南朝貴族制の起は、南朝に於ける政治上並に社會上の事實の中に尋ね得らるゝ。然るに南朝の歴史を通じて最も高い家系と認めらるゝ王謝二族が歷史上その地位を確定したのは東晋の末期である。王謝二族の江南に榮えたのは固より東晋に對する政治的勳勞によるとは言へ、その位置を永く保存したのは全くその家に屬する人々の徳行の修養によると認めらる。家風の重要性はこの點に於て認識すべく、家風に隨つて行動することは、其位置を保全する要諦なること、一般社會から承認された形式的思想である。

弘既人望所宗、造次必存禮法、凡動止施爲、及書翰儀體、後人皆依放之、謂爲王太保家法（南史王弘傳）

湘東王繹時爲丹陽尹、與朝士宴集、屬規爲酒令、規從容曰、江左以來、未有此舉、（南史王繹傳）

時膏腹貴游、咸以文學相尚、罕以經術爲業、唯承獨好儒素、；轉國子祭酒、承祖儉父曠、皆爲此職、三世爲國師、前

代末之有(南史王承傳)

志家世居建康禁中里馬蕃巷、父僧虔以來門風多寬恕、志

尤醇厚、所歷職、不以罪咎劾人、兄弟子姪、皆篤實謙

和、時人號馬蕃諸王、爲長者(南史王志傳)

大明中、尙書僕射顏師伯豪貴、下省設女樂、現時爲度支尙

書、要琨同聽、傳酒行炙、皆悉內妓、琨以男女無親授、傳行

每至、令置牀上、回首避之、然後取畢、又如此、坐上莫不撫

手嗤笑、琨從容自若(南史王琨傳)

尙書僕射殷景仁、領軍劉湛並執重權、傾動內外、球雖通

家姻戚、未嘗往來(南史王球傳)

右の諸例によりて王家の風を求むれば、寛容、儒

素、素退等の徳を基調として居ることを容易に看取

出来る。南史謝弘微傳の如きは全篇その宗家を經

營した有様、又は諸謝風流の游事を記し、たえて

國家に出力する點に及ばず。而して侍中の要職に

あり。世人亦之を賞美する。家風の純粹を保つこ

と、最も時にとつての重事である。

家風は家柄の品位を顯はすこと王謝二族に始ま

り次第に南方名族に熏染したものであらう。王謝

二族に各其風流の記事ある如く、吳郡の姓族にも
同じやうな記事がある。

慧曉與張融、並宅其間、有池、池上有二株楊柳、何點歎

曰、此池是醴泉、此木卽交讓；劉琨至吳、謂人曰、吾聞張

融與慧曉、並宅其間、有水此必有異味、故命駕徃酌、而飲

之曰、飲此水、則鄙吝之萌盡矣(南史陸慧曉傳)

家風を云ふもの

敷善持音儀、盡詳緩之致與人別、執手曰、念相聞餘響、久

之不絶、張氏後進、皆慕之、其源起自敷也(宋書張敷傳)

融風止詭越、坐常危膝、行則曳步、翹身仰首、意制甚多、

(南齊書張融傳)

張融は文人風の生活をなせし人、南史は張氏の家

風彼に至つて一變せることを記して居る。

陸機の吳趨行には吳郡の四族がのつて居る。李

善注張勃の吳祿を引いて朱、張、顧、陸となして

居る。宋書には江南の金張二族の語があり、張、陸

二姓を指して居る。晋書には會稽四族の語あり、

孔、魏、虞、謝を指して居る。これを北方の名族

と南方の名族と對比せらるゝ場合、張、孔、陸、顧各其記載がある。

時吳興太守晉寧侯張立之亦以才學顯、自吏部尚書、與謝

玄同年、之郡、而立之名亞於玄、時人稱南北二玄、論者美

之、晉書謝玄傳

（王）景文及會稽孔顛、俱南北望、南史王景文傳

王僧達貴公子孫、以才傲物、爲吳郡太守、入昌門曰、彼有

人焉、顧琛一公兩椽、英々門戶、陸子眞、五世內侍、我之流

亞、南史陸慧曉傳

これ等の例に見れば、南方の名流は北族と對立の狀にあること東晋より宋齊にかけて變らぬやうにも見える。且前に述べた如く南齊の王儉が張緒を

僕射たらしめざることありて其一門の憤慨を買つたこと南史張充傳に見えて居る。又北魏の太武帝

が壽陽城を圍むだ折、北魏の名士張孝伯はまだ年若き南人張暢の名を知つて居たと云ふので、南方

張氏が如何に名聲のあつたかを當時の記録が傳へて居るが、同時に張孝伯が謝莊・王微のことを張暢

に尋ねたことによつてこの二族の名聲が遠く聞えた證據とすること南史謝莊傳に見えて居る。當時

列傳の材料となるは家狀による所多いであらうか

ら事の真相は容易に解からぬ。要之南人一般が殊

に宋齊以後北族に對する不平の狀に見、且宋書の

著者が沈約が顧琛傳論に述べて

先是宋世、江東貴達者、會稽孔季恭、季恭子靈符、吳興丘

淵之及琛、吳音不變、

と云つて居るのは、これ江東名族に對する總評と

見てよからう。北方名族の一團が成立して後、南方名族は其下に位置するに至つたこと、及北方名族は自ら高く

其家風を標置することが自然に南方名族をして其家系に自覺を促がさしめたこと上述の通である

とすれば、茲に南北兩名族によつて統制せらるゝ政治社會の組織が成立するに至るわけである。南齊

書張岱傳に

兄子瓌弟恕、誅吳郡太守劉暹、(齊)太祖欲以恕爲晉陵郡、岱曰、恕未閑從政、美錦不宜濫裁、太祖曰、恕爲人我所悉、且又與瓌同勳、自應有賞、岱曰、若以家貧賜祿、此所不論、語功推事、臣門之恥、

家の貧乏な理由で祿を賜はるのは宜いが、功で以て官階を與へらるゝのは家門の恥だと云ふ。これ程明白に家門の位置を表明した言葉はあるまい。當時家の爲め祿を得んとて地方長官たらんことを求むる例は往々ある。其最も露骨な例は張融の吏部尙書王僧虔に與へた手紙であらう。曰く

融天地逸民也、進不辨賞、退不知賤、兀然造化、忽如草木、實以家貧累積、孤寡傷心、八姪俱孤、二弟頗弱、撫之而感、古人以悲、豈能山海陋祿、申融情累、阮籍愛東平土風、融亦欣晉平閑外、云々。

故にたとへ官階が同等であつても、家系の高卑は社交的に等差を設けること必然である。

中書舍人狄當、周起、並管要務、以敷同省名家、欲詣之、起曰、彼恐不相容接、不如勿往、當曰、吾等並已負外郎矣、何

憂不得共坐、敷先設二牀、去壁三四尺、二客就席、敷呼左右曰、移我遠客、起等失色而去、其自標置如此(宋書張敷傳)

宋齊の際南朝の貴族制は正に其高潮に達し、家門の維持は家風の維持によりて保證せられ、錢穀法律等の俗務は經懷の要なしと認められたこと、勢家の列傳中隨所に其例を指摘し得る。是に於て乎吏役を以て出身する令史乃至典籤主帥等の職が主として東南の富人若しくは比較的家柄の卑賤なる人々の掌握に歸し、中央各省及地方軍府の實權を統べ、江南人から楚儉として卑めらるゝ江北人は武將となりて帝室及地方の鎮府の爪牙となり、これは社會的には卑しめられつゝも次第に實力を養ふに至つた。顧炎武は日知錄に於て南朝時代の令史は隋唐以後の令史と異り、其秩も高く又相當重んぜられて居たことを述べて居る。正に其通りであつて、又それ丈貴族制下にありて比較的家系の高からざるものゝ出身地となるのであらう。

先是庾徵之爲御史中丞、性豪麗、服玩甚華、頤代之、衣冠器用、不莫麤率、蘭台令史、並三吳富人、咸有輕之之意、頤遂首緩帶、風貌清嚴、皆重迹屏氣（南史孔頤傳）

（王敬則謂世祖曰、臣若知書、不過作尙書都令史（南齊書王敬則傳）

これによれば令史は主として南人寒門の地たることが解かるであらう。典籤、主帥も亦主として同様の性質である。梁武即位以來國家の威嚴を確立し、貴族の權力をして國威の下に歸屬せしむるに及、び家風を維持せんと努むる貴族制的思潮一變し、個人の材能を誇示する文辭の流行を來し、若しくは儒術の復興による藝學の習得を銜耀することとなり、治道の疏漫益甚しきを加へたやうである。隋が陳を討平するや、その刑法の疎緩にして世族が寒門を凌駕するを見て、江南に民を牧する者をして悉くこれを更めしめ、且蘇威の作つた五教を民間に誦讀せしむる政策をとり、遂に江南人

の反抗を買ひ、然る後楊素をして徹底的に彈壓せしむる舉に出でた。隋書地理志には隋が陳を平げてから江南の風俗が頗る變じ、淳質を尙び、儉約を好み、喪紀婚姻率ね禮に隨ふやうになつたと書いて居る。これ固より隋を主としての觀察に相違ないが、兎に角も南朝に榮えた貴族制並にこれを基として起つた文明が隋の統一によつて其形を代ふる機運に至つたことは確かであらう。